(目的)

第1 この要領は長野県ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託契約に係る公 募型プロポーザル方式実施公告(以下「実施公告」という。)に基づき応募のあった提案 を審査し、同業務を委託する候補者(以下「委託候補者」という。)を選定することにつ いて、必要な事項を定める。

(審査会の設置)

第2 委託候補者を選定するため、受託者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の構成等)

- 第3 審査委員会は別表に掲げる者をもって構成する。なお、審査は、過半数の審査委員の 出席により成立するものとする。
- 2 委員長は、次世代サポート課長をもって充てる。 なお、委員長が欠席する場合は、委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 4 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(審查事項)

第4 審査委員会は、実施公告に基づき応募の提案を審査し、最も高い運営能力を有すると 認められる委託候補者を1者選定するものとする。

なお、提案者が1者のみの場合も審査を実施する。

(審査項目)

- 第5 審査の項目及び観点は、次の6つとする。
 - (1) 基本方針

本事業を実施する上での方針・基本的な考え方は、ヤングケアラーの課題等を適切に 捉えたものであるか。

(2) 事業概要

- ①事前準備からサロン実施当日までの運営全般の内容が具体的に示されているか。
- ②サロンのテーマ、構成に係る提案が具体的で、高い効果が見込まれる内容となっているか。
- ③新規参加及び継続参加を促す工夫がなされているか。
- ④長野県ヤングケアラーコーディネーターとの連携が期待できる内容となっているか。

(3)業務実施体制

業務実施責任者及び担当者等が適切に配置されており、県との協議や要請に速やかに

対応できる体制がとられているか

(4)業務実績

ヤングケアラーの支援に係る類似業務の実績を有し、本業務を確実に遂行できると見込まれるか。

(5) 個人情報の保護体制

個人情報の取り扱いに留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に対応できる体制がとられているか。

(6) 事業費等見積書

運営経費の内容が適切か。また、他事業との経費の区分が明確か。

(審査方法)

第6 提案の審査方法は、書類審査及びプレゼンテーションにより行うものとし、別添の審 査票に審査委員が記入することにより行う。

なお、提案者が1者の場合は書類審査のみとする。

(審查基準)

第7 審査は、審査票を用いて5段階とし、「普通」を基準として、普通より評価できるものは「良」、やや劣っているものは「可」、また非常に優れているものは「優」、劣るものは「不可」とする。

採点は、審査票記載の配点に対し、評価に応じた得点率を乗じて各審査項目の得点を 算出し、その合計を各審査委員の審査点数とする。(1人につき 100 点満点)

得点率は次のとおりとする。

項目	優	良	普通	可	不可
得点率	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

(委託候補者選定)

第8 各審査員が行った採点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定する。 同点の場合は、委員長(委員長が不在の場合は委員長代理)が指名する者を委託候補 者とする。

なお、いずれの応募者の得点も最低基準(審査を行った審査員の配点合計上限の6割) に満たない場合は、再度公募を検討するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、審査に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。